

国民年金保険料 学生納付特例制度

成人された学生の皆さんへ
保険料の支払いを社会人になってから
後納できる特例制度のご案内です

国民年金に加入されている方で、学生の方には「学生納付特例制度」があります。これは、在学中に本人の前年所得が一定以下のとき、国民年金保険料の納付がいったん全額猶予され、卒業後に納めることができる制度です。猶予された保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることが可能です。さかのぼって納めなかった場合は、年金を受け取るための資格期間には算入されますが、年金を受け取る金額には反映されません。なお、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受け取ることができます。

申請は毎年度必要となります。卒業するまで学生納付特例制度の適用を希望される方は、毎年忘れずに申請を行ってください。

■対象者

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専修学校及び各種学校等の学生・生徒で、学生本人の前年所得が一定以下の方。

※一部の学校及び海外の大学等の学生については学生納付特例制度が適用できません。その場合、「納付猶予制度」(※本人及び配偶者の前年所得が一定以下)をご利用ください。

■必要書類

- ・学生証(写し可)または在学証明書
- ・年金手帳(20歳になった時に初めて国民年金の資格を取得され、資格取得届を同時に出す場合は不要)
- ・認印(学生本人が申請する場合は不要)

■申請方法

必要書類を持参し、役場保険年金課で申請
※平成28年度すでに承認を受けている方は、3月下旬に日本年金機構から免除申請のハガキが送付されますので、必要事項を記入し返送ください。(平成29年度の申請となります)

年金についてのご相談は
ねんきんダイヤルへ ☎ 0570-05-1165

詳しくは役場保険年金課へお問合せください ☎ 81-1306 (平日 8:30 ~ 17:15)

町からのお知らせ
ご利用ください
学生制度

境町医療費助成事業

家庭の負担を減らすために
高校生と20歳までの学生が利用できる
医療費助成制度をぜひご利用ください

町では、少子化対策の充実及び子育て家庭への支援として高校生及び20歳までの学生に保険診療分の一部負担金の助成を行っています。

■内容

病気やケガ等で医療機関において診療を受けたとき、健康保険適用内の自己負担分の一部を助成します。

■対象者

高校生
20歳までの学生(大学及び専門学校等) 所得制限あり

■外来自己負担額

医療機関ごとに1日600円、月1,200円限度

■入院自己負担額

1日300円、月3,000円を限度

■申請に必要なもの

健康保険証、金融機関の預金通帳、印鑑(認印)、学生証(19歳及び20歳の方)



地域住民の安全や生命の保全のために救助資機材を強化

最新消防車両が無償貸付

全国5台のうち、1台が境町へ配備!!

▶消防車両の説明を受ける団員の皆さん



▲今回無償貸付された最新鋭の消防車両



▲引渡式に参加された皆さん

これを受けて、平成28年度の救助資機材搭載型消防ポンプ自動車、無償貸付制度に申請をした結果、全国の市町村で5台の消防ポンプ自動車のうち、1台が境町に貸し付けられ、境町消防団第10分団に配備されました。

3月1日、役場正面玄関前において、総務省消防庁より、境町消防団第10分団への消防車両の引渡式が行われました。
町では、一昨年、甚大な被害をもたらした関東・東北豪雨災害の教訓から、自然災害への対応や災害時の相互支援、地域住民の安全・安心や生命の保全のために、より一層の救助資機材の充実強化や速やかな整備を必要としていました。また、総務省消防庁においても、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在であるとし、地域密着性や大きな要員動員力がある消防団の役割の重要性が再認識され、消防団の装備および訓練の充実強化を図ることを目的として、消防団の車両や救助資機材の整備を市町村に無償で貸し付ける制度が開始されました。

最新鋭の消防車両で
地域防災力を強化!